

中国での防衛公開および中国公証取得サービス

China-IPPublication.net

日本技術貿易株式会社 IP 総研

NGB は Beijing Elite Intellectual Property Service Co. Ltd.(代表: 崔暁光 弁護士)の日本代理店として中国での Web 防衛公開および中国の公証役場で付与される「確定日付」取得サービス China-IPPublication.net をご案内しております。

急増する中国特許・実用新案・意匠・商標出願に伴い、侵害訴訟件数も増加しています。中国でのビジネスリスクはさらに増大し、それに対する自己防衛が求められています。China-IPPublication.net は公衆や知的財産権者に既存技術、設計、商標、製品または商品の型番、商品の特有の名称、著作物などを開示し、かつ公証手続きを行うことで証拠内容及び時間を法的に特定し、情報開示者を不正登録による妨害から保護し、合法的権益を守ることを目的としています。NGB は China-IPPublication.net を通して日本のお客様をサポートします。

【China-IPPublication.net とは?】

中国国内にあるサーバに情報をアップロードし、インターネット上で防衛公開を行うと共に中国の公証役場において情報公開の確定日付が付与(公証取得)されます。併せて、公証の対象となった情報は中国の公証役場にも保管されます。中国での情報公開と確定日付の付与(公証取得)をパッケージでご提供します。

【なぜ、中国の公証が必要なのか?】

最高人民法院「民事訴訟証拠に関する若干規定」

一 当事者による立証

第 11 条(外国等で形成された証拠の証明手続)

当事者が人民法院に提出する証拠が、中華人民共和国域外で形成されたものである場合、当該証拠は、所在国の公証機関の証明を経て、かつ当該国の中華人民共和国大使館(領事館)の認証を得、又は中華人民共和国及び当該国が締結した関連条約に規定されている証明手続を履行しなければならない。

上記規定にあるように日本国内で形成された証拠を人民法院に提出する場合、日本国内で中国領事認証を取得するか、中国国内で公証を取得する必要があります

【中国における「公証」の効力 一公証証拠】

「公証法」第 5 章 公証の効力 第 36 条(事実認定)

公証を経た民事法律行為、法的意義を有する事実及び文書は、事実認定の根拠とするものとする。但し、当該公証を覆すに足る反証がある場合についてはこの限りではない。

「民事訴訟法」第 6 章 第 69 条(公証証拠)(改定法 2013 年 1 月 1 日施行)

法の定める手続を経て公証証明された法律行為、法律事実及び文書については、人民法院は、事実を認定する根拠としなければならないが、公証証明を覆すに足る反証のある場合は、この限りではない。

公証を経ている民事法律行為、法的意義を有する事実と文書は、すでに真実性・合法性の特徴を有し、司法機関、仲裁機関、行政機関及びその登録部門は、公証証書を事実認定する根拠としなければならないと規定されています。中国において証拠立証手法として有効なのが公証なのです。

【China-IPPublication.net サービスの特徴】

■リーズナブルなサービス価格

China-IPP Web サイトにおける情報公開(防衛公開)と中国公証取得(確定日付)のセットを 52,000 円で提供しています。

■申請時の翻訳が不要

China-IPP サービス経由での公証取得の場合、申請時に対象資料を中国語に翻訳する必要がありません。「日本語、英語」の資料で対応が可能です。なお、有事の際、証拠として利用する場合には証拠部分を中国語に翻訳する必要があります。

■委任状などの書類が不要

China-IPP サービス経由での公証取得の場合、委任状、会社の登記簿などは不要です。China-IPP サービスでは本サービスの設立者である崔弁護士がお客様に代わって申請人となります。

■迅速に公証を取得することが可能

近年、中国の公証員は極めて多忙です。通常ルートでは予想以上に時間が掛かるケースもあります。China-IPP サービスで築いた公証役場とのネットワークを活かし、通常のルートに比べて迅速に公証を取得することが可能です。

■公証取得後はメンテナンス・フリー

中国公証証書の有効期間は永久です。公証証書の原本は公証役場に永久保存されます。公証取得後は維持、更新費用は不要です。

■その他、公証に関するサポートが可能

China-IPP サービス経由での公証取得以外にも、中国での現物公証、工場など現地での公証など崔弁護士、IP 総研スタッフによる各種サポートが可能です。

	China-IPPublication.net	中国実用新案
取得ルート	China-IPP ⇒ 公証役場	出願人 or 代理人 ⇒ 知識産権局
委任状	不要	必要
費用	防衛公開、公証取得、送料などを 含めて 52,000円	国内代理人費用、外国代理人費用、 図面作成費用、オフィシャル費用などで 約30万円～
翻訳	不要 (申請時は日本語、英語でも対応可能) *1	必要 (日中翻訳10頁の場合、約15万円～)
所要期間	【公証法 第30条】申請受理後、15執務日以内 (過去の事例では最短で4営業日)	出願後、半年～

*1 裁判証拠として提出する際には該当部分を中国語に翻訳する必要があります。

【中国公証制度の概要】

■公証制度の概念

中国において、公証とは、「中華人民共和国公証法」と「公証手続規則」等の公証法規における規定に基づき公証機関が自然人、法人又はその他の組織による申請に応じて、法定手続に基づき、民事法律行為、法的意義を有する事実と文書の真実性、合法性について証明する活動を指す。

■公証人に関して

- (1) 国籍条件：中国の公証人は必ず中華人民共和国国籍を有する者、中華人民共和国公民でなければならない。
- (2) 年齢の条件：公証人の年齢は、必ず満25歳～満65歳でなければならない。
- (3) 人徳条件：必ず道徳的・真面目で、規律・法律を遵守し、品行が良好でなければ、公証人を担任することができない。
- (4) 採用条件：① 国家司法試験に合格する。② 公証機関で2年以上実習した者、又は3年以上のその他法律職業の経歴を有し、かつ公証機関で1年以上実習した者として審査・合格したものである。

■中国公証機関の規模

2010年末の統計データによれば、全国の公証機関数量はすでに3,007ヶ所に達しており、1980年と比べて5倍に増えている。公証従業人員は2万余人で、1980年と比べて15倍に増えている。毎年発行する公証証書は1,000万件以上であり、1980年に比べて110倍以上に増えている。北京市内には23ヶ所の公証役場がある。

■公証業務の範囲

中国公証法第11、12条には、「公証機関が公証業務を行う範囲には、主に法律行為に関する証明、法律意義を有する事実及び文書に関する証明、債権文書の付与による強制執行の效力・保全証拠等に関する証明を含んでいる。」と明確に定めている

【北京の代表的公証役場- 北京市内に23ヶ所】

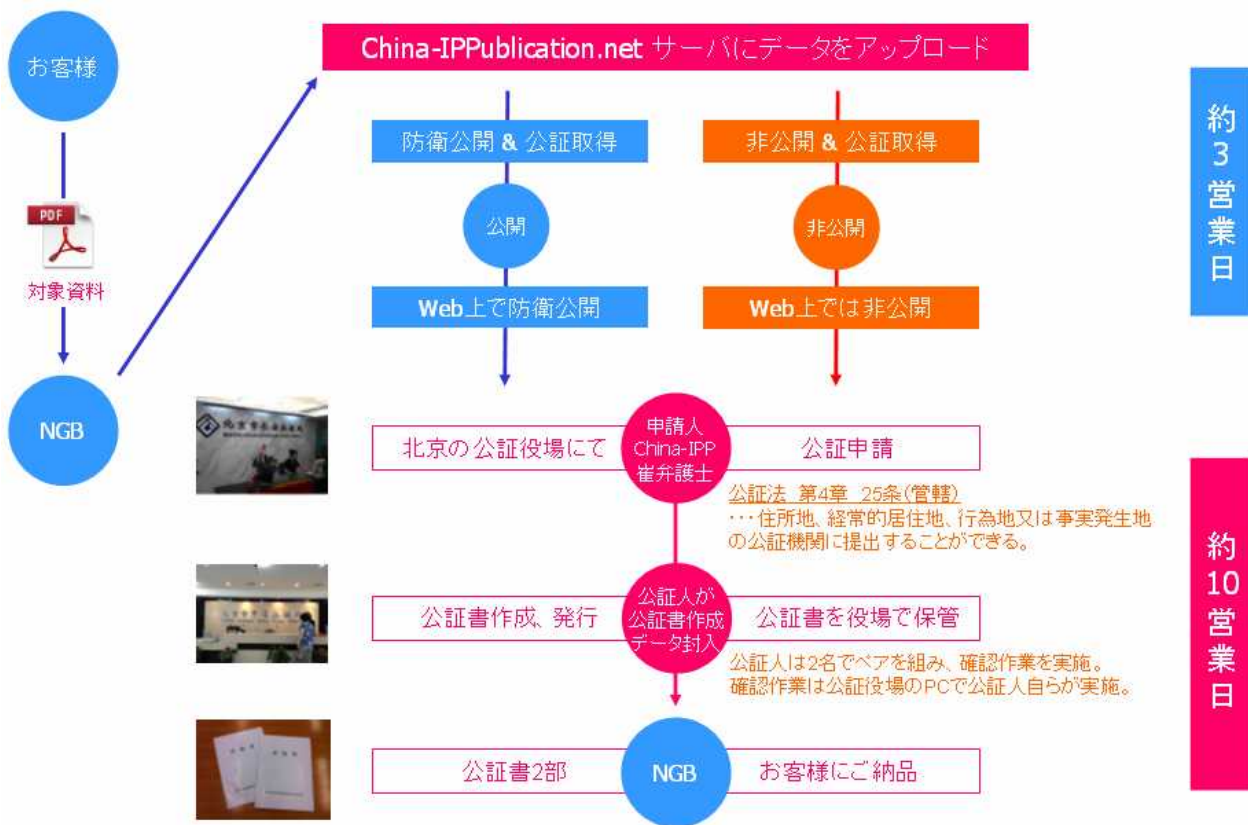
■北京市長安公証処 2012年6月 NGB訪問

同公証役場は中国でトップ3に入る規模とのことで、公証人29名、公証人補助50名、その他の職員を含めると100名を越す大所帯。長安公証役場にはインターネット上のサービスおよび資料の証明及び保管に関して経験豊富な公証人が多数所属。最近では北京市のホームページについても公証した経験を有する。China-IPPublication.net についてはネット上の証拠保管が急増しており、従来、案件毎に個別対応していたので公証人も極めて多忙。本サービスは案件をまとめて証明することも可能なので公証役場も大いに助かりますとのコメントを頂く。

■北京市中信公証処 2013年6月、2013年9月 NGB訪問

公証人は27名。その他職員が約100名。その為、業務が遅滞することはほとんどない。年間10万件的公証を処理。知的財産権関連だけで年間約1万件。近年、インターネットに関する公証が増加しているらしい。China-IPPublication.net については通常の企業から委任を受けて中国人弁護士が公証を受けるケースと効力は変わらない。あくまでも資料の開示された日の証拠を取るものである。先使用については資料内で先使用の事実を明確にしておけば良いとのコメントを頂く。

【China-IPPublication.net における情報公開および公証取得フロー】



【サービス概要】

- 1) 情報公開は匿名で行うことも可能です。また、情報は非公開にして公証取得のみのサービスもございます。
- 2) 情報公開、公証取得対象に文字制限はありません。また、ファイルを添付することが出来ます。ただし、公開、公証対象となる1つの発明、技術文献のデータが5MBを超える場合は追加の公証費用が必要です。追加の公証費用についてはお問い合わせ下さい。別途、御見積させていただきます。
- 3) NGBにご依頼き、WEB上に公開されるまでの想定期間は約3営業日以内を想定しています。また、公証取得には通常10営業日を要します。
- 4) 情報公開、公証取得対象となる資料は日本語、英語、中国であれば大丈夫です。
- 5) 公証取得後、対象資料(CD)を封入、封印された公証証書2部をお届けします。

【サービス料金など】

China-IPPublication.net での防衛公開(または非公開)および公証取得 ￥52,000-/件

- 1) 上記費用には公証証書2部の費用が含まれます。部数追加も可能です。
- 2) 上記価格は対象情報が5MB以下のの場合です。それ以上の場合は追加費用が必要です。その他、詳細はお問合せ下さい。

お問い合わせ | TEL: 03-6203-9277 | FAX: 03-6203-9486 | e-mail: ip-soken@ngb.co.jp

日本技術貿易株式会社 IP総研 【担当】長谷川/白岡